

7月24日の事故は、注意を怠ったことが原因です。少し手間がかかっても作業前に十分な話し合い（ミーティング）を行い、伐採する木にテープを巻くなどのマーキングをしていけば防げた事故です。事故のない就業のために、強い安全意識をもちましょう。

一般救命講習会が開かれました

3月25日、秩父消防署の隊員を指導者に迎え、福祉女性会館集会室で行われ68名の会員が参加しま



した。道端で倒れている人や事故で負傷している人を見た時の対応について、心肺蘇生（胸骨圧迫と人工呼吸）・「AED」の使い方などを分かり易く説明していただきました。

埼玉県内シルバー派遣事業の状況

平成27年10月現在、県内の63市町村シルバー人材センターのうち、42市町が派遣事業を実施していて、スーパーマーケットやホームセンターの仕事、学校用務員（校務員）、保育補助などの業務に従事し就労しています。

平成27年9月30日に施行された派遣法の改正により、60歳以上の会員を派遣するシルバーの派遣事業では、従来最長3年までとされていた派遣期間の制限がなくなり、同じ会員が同じ仕事を続けられるようになりました。また、派遣事業により、指揮・命令を伴う工場内ラインでの仕事、会計事務等の処理など多岐にわたる就労が出来るようになりました。

いきいき埼玉発行「あぶろく」2015・12号より

労働者派遣事業の意義

労働者派遣事業とは、労働者派遣契約に基づき、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を派遣先の指揮命令の下でその派遣先の労働に従事させることを業として行うことをいい、シルバー派遣事業は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき行われます。



「請負と違い、一般の従業員に混じって、事業主の指揮命令を受けて仕事ができます」



編集後記

お陰さまで、「安全・適正就業だより」も3年目に入りました。皆様からのご意見、ご感想をお待ちしています。